

見本

離婚届

令和 年 月 日 届出

青森県十和田市長 殿

受理 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日

閉庁時（土日祝祭日等）に届出する場合は、事前に市民課職員から記入内容の確認を受けてください。
不備な点がある場合は再来庁が必要となります。

夫印 朱線部乱除	(1) 氏名	夫 十和田 太郎	妻 十和田 花子
	生年月日	昭和51年6月23日	昭和54年10月5日
	住所	青森県十和田市西十二番町6番1号	青森県十和田市大字三本木字稲吉1番地1
	籍	青森県十和田市西十二番町	青森県十和田市西十二番町
	婚姻の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	
	婚姻前の氏名	夫は <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/>	
	同居の期間	平成24年7月 から 令和元年7月 まで	
	別居する前の住所	青森県十和田市西十二番町6番1号	
	別居する前の世帯のおもな仕事	本籍は、日本の領土内の実在する場所であればおくことができます。 土日などに届出するときは、事前に確認ください。	
	夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
	届出人署名	夫 十和田 太郎 印	妻 十和田 花子 印
	事件簿番号	住所を定めた年 月 日 電話 019(8888) 1111	

離婚届に必要な書類など（主なもの）

- ①本人確認ができる免許証など（裏面参照）
 - ②十和田市に住所を変更する方は、前住所地からの転出証明書。
 - ③資格確認書、個人番号カード（通知カード）、印鑑登録証など。
- ※戸籍謄本の添付は不要です。
※押印は任意

署名 （※押印は任意）	大深内 次郎 印	市村 県太郎 印
生年月日	昭和51年6月3日	昭和45年3月3日
住所	青森県十和田市西十二番町6番地1	青森県八戸市柏崎一丁目1番地1
籍	青森県十和田市西十二番町6番地	青森県八戸市柏崎一丁目1番地

離婚届では住所変更ができません。変更が必要な方は、住み始めてから14日以内（土日以外の日）に市民課へ！

婚姻したときに氏を変えた方はいずれかにを入れてください。
離婚しても氏をもとさない場合は、この欄に記入しないで別紙「離婚の際に称していた氏を称する届」の用紙を提出してください。

証人（協議離婚のときだけ必要です）
2人必要です。成人の方ならどなたでも結構ですが、必ず証人ご本人に記入してもらってください。

未成年の子がいる場合は夫婦協議の上、夫側が妻側に記入が必要です。

いずれかにチェックをお願いします

- 提出前の取り決め事項
- 1・婚姻前の氏にもどる者の本籍と氏
 - 2・未成年の子供がいれば親権者

印鑑登録について
氏で印鑑登録している方が、氏が変わると自動的に登録が抹消となります。必要な場合は、新しい印鑑で登録し直してください。（登録手数料無料）

修正テープ、修正液は使わないでください。

夫、妻であった方の自署をお願いします。

届出時に同居していれば空白。

十和田市の住所・本籍の町名は全て漢字表記になります。（例 東十五番町、ひがしの二丁目など）

裏面もご覧ください。

婚姻

離婚

養子縁組

養子離縁

認知

不受理申出

上記の戸籍届書を持参した方の本人確認を行っています。

本人の知らない間に偽造の届が提出され戸籍に不実の記載がされる事件の防止または、戸籍の信頼を確保するために、戸籍届書を持参した方にご本人の確認できる証明書を提示していただくことにしています。

【本人確認の具体的な証明の例】

※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものが前提です。

	1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
証明書の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書 ・船舶保険又は介護保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。)
	など	など

「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

上記をお持ちでない方でもできますので、窓口にお申し出ください。
本人確認ができなかった届出人に対し届出があったことを郵送でお知らせいたします。
不受理申出については、本人確認ができない場合は、受理できません。
お手数おかけしますが、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

裏面もご覧ください。